

令和 7 年度

交通弱者に対する

タクシー運賃の助成

の申請(利用)が始まります。

4月1日～

交通弱者に対する移動手段の確保策として、タクシー利用に係る運賃の一部助成を令和 7 年度も実施します。

助成対象者

本市に住民登録があり、自動車等運転免許証をお持ちでない方で、次の条件のいずれかに該当する方が対象となります。

(1) 75歳以上の方(本年 4 月 1 日以降に 75 歳になる方は、誕生日月から申請ができます)

(2) 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 各種(身体・療養・精神)障害者手帳をお持ちの方
- ② 要介護認定者
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業対象者
- ④ 難病患者
- ⑤ 小児慢性特定疾病患者

申請の流れ

申請は **4 月 1 日(火)** から

- ・ 助成対象者の条件(1)に該当する方は
長寿介護課高齢者介護保険係
 - ・ 助成対象者の条件(2)に該当する方は
福祉課障害福祉係
- で受付を開始します。

対象者

上記の助成対象者に該当する方または代理の方が申請を行ってください。

① 申請

市役所

市役所の長寿介護課高齢者介護保険係および福祉課障害福祉係が窓口です。

② 審査・登録

利用券
発行

タクシー料金を一部助成する利用券をその場で発行します。その日から利用できます。

申請時に持参するもの

- ・ 代理申請の時は、代理の方の身分証明書
- ・ 左の(1)に該当する方は、助成対象者の健康保険証または介護保険証等の本人確認できるもの
- ・ 左の(2)の①～⑤に該当する方は、障害者手帳や介護保険証等証明するもの

利用券の発行・使用

- ・ 登録者 1 人当たり利用券(1枚 300 円)を 36 枚交付します。
- ・ 利用券の使用については、タクシー運賃(乗車) 1 回につきタクシー料金の範囲内で 5 枚まで使えますので、残りの差額を乗務員にお支払いください。
- ・ お友達同士と一緒に利用することもできます。

注意点

- ・ 利用券の再発行はできません。
- ・ 登録者本人以外の方が利用することはできません。
- ・ 交付枚数の上限は 36 枚です。
- ・ 利用期限は令和 8 年 3 月 31 日までです。
- ・ 令和 6 年度分の利用券は、令和 7 年 4 月 1 日以降使用できませんので、ご注意ください。

問合せ

不明な点は、下記へお尋ねください。

福祉課高齢者介護保険係 TEL 76-1195

(4 月からは長寿介護課高齢者介護保険係)

福祉課障害福祉係 TEL 76-1197

